

事 務 連 絡
令和元年 8 月 29 日

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。